

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年3月9日提出
【計算期間】	第16期(自 平成27年12月16日至 平成28年12月15日)
【ファンド名】	三井住友・DC国内債券アクティブ
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、「国内債券マザーファンド（B号）」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います（当ファンドが、わが国の公社債へ直接投資、または預金等の金融商品による運用を行うことも約款上認められております。）。
- ロ ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（「NOMURA-BPI総合」といいます。）をベンチマークとします。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	
債券	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	
社債	()	アフリカ	
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性		エマージング	
()			
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券 (債券 一般))			
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年10月4日

信託契約締結、設定、運用開始。

- 平成14年12月1日 「MLG・DC国内債券アクティブ」から「三井住友・DC国内債券アクティブ」に名称を変更。
- 平成26年11月28日 投資対象マザーファンドについて、「国内債券マザーファンド（A号）」から「国内債券マザーファンド（B号）」に変更。

（3）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

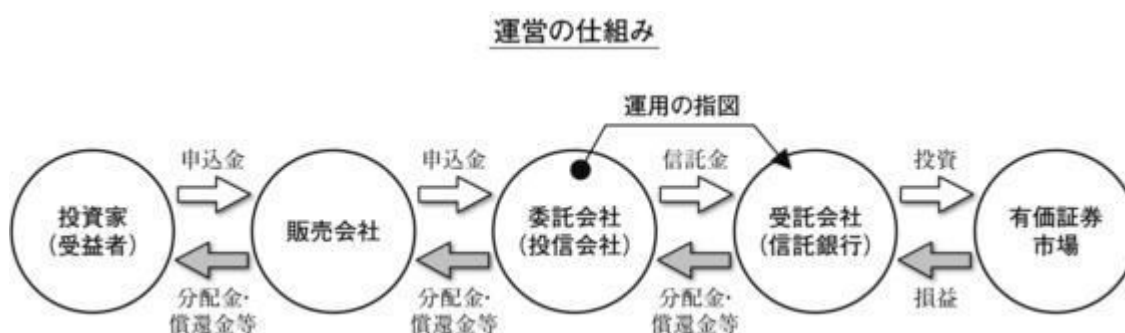
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

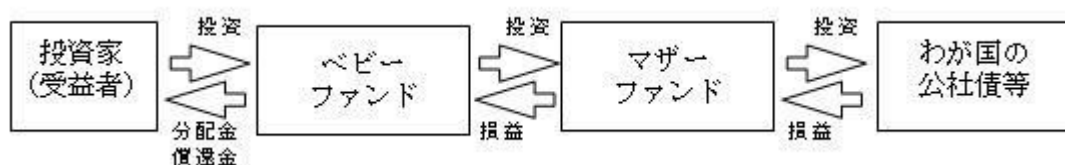
（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



※ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成28年12月30日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録
 昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成25年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

(平成28年12月30日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債に投資し、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) マザーファンド受益証券への投資を主に行い、ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（「NOMURA-BPI総合」といいます。）をベンチマークとし、主としてデュレーションと満期構成をコントロールすることによりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- (ロ) 投資対象は、原則としてBBB格相当（格付けは原則として、内外の主要格付機関のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。
- (ハ) マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、ポートフォリオのデュレーションと満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。さらに、債券市場に存在する非効率性に着目し、債券種別と個別銘柄の選択においても超過収益の獲得を目指します。
 デュレーションは一定の範囲内で定めることとし、ベンチマークからの乖離を一定の範囲内にとどめることによりリスクをコントロールします。
- (ニ) マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

ファンドの特色

1

ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（「NOMURA-BPI（総合）」といいます。）をベンチマークとし、主としてデュレーションと満期構成をコントロールすることによりベンチマークを上回る投資成果を目指します。

■マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、ポートフォリオのデュレーションと満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。

さらに、債券市場に存在する非効率性に着目し、債券種別と個別銘柄の選択においても超過収益の獲得を目指します。

■デュレーションは一定の範囲内で定めることとし、ベンチマークからの乖離を一定の範囲内にとどめることによりリスクをコントロールします。



デュレーションとは

金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。

2

投資対象は、原則としてBBB格相当以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

■格付けは原則として、内外の主要格付機関のいずれかから取得します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

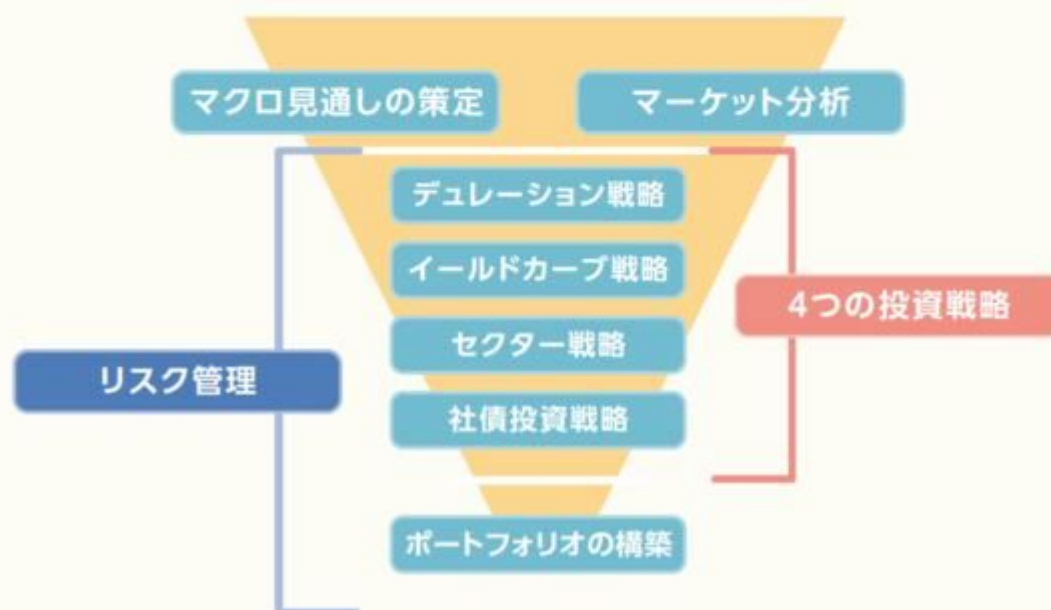
ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用プロセス

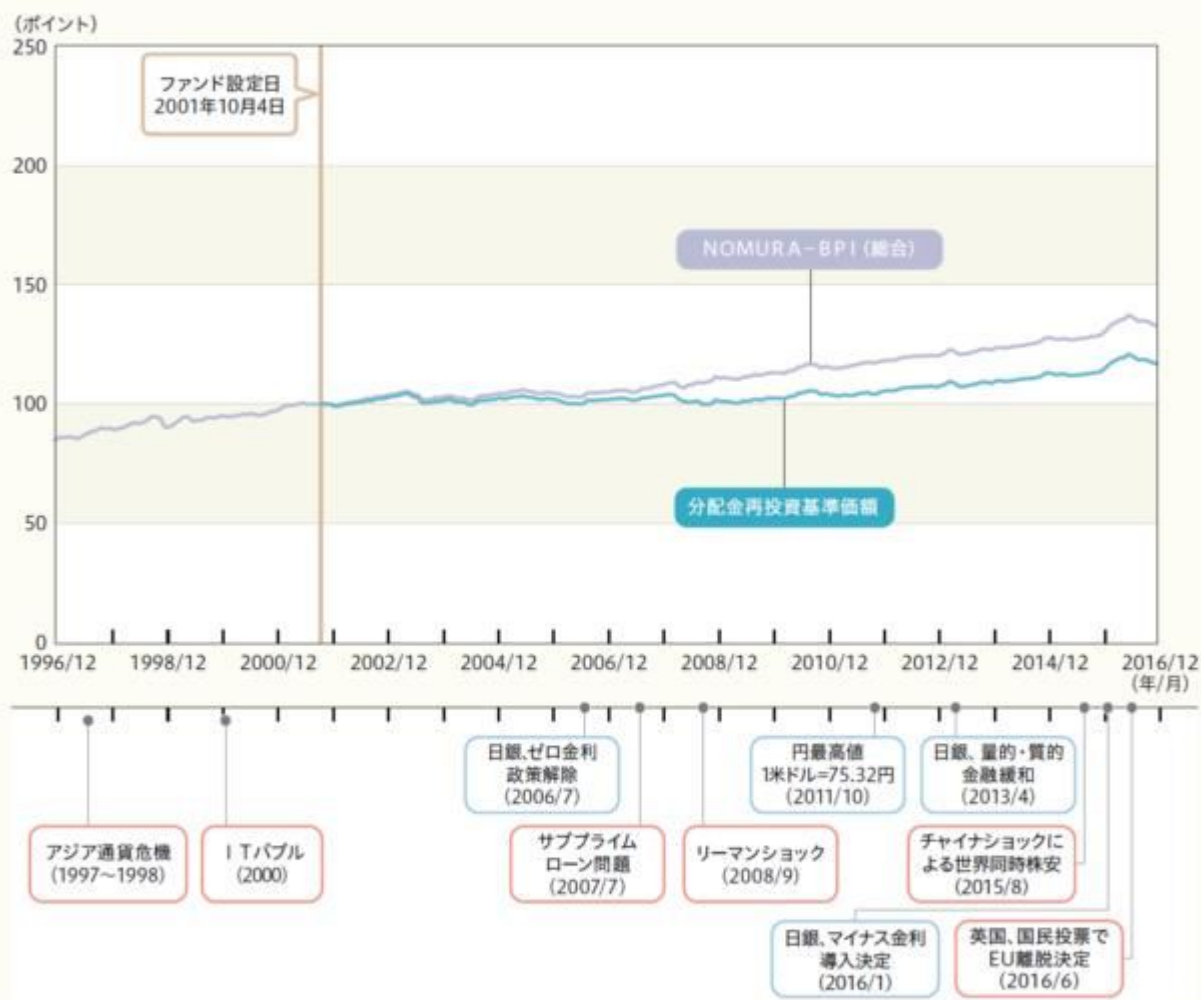
■ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指すため、4つの投資戦略（デュレーション（価格変動性）、イールドカーブ（利回り曲線）、セクター（債券種別）、社債投資）を駆使して運用を行います。



※上記の運用プロセスは2016年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

ベンチマークおよび分配金再投資基準価額の推移

- ・以下のグラフは、ファンドの値動きのイメージをつかんでいただくため、ベンチマーク（NOMURA-BPI（総合））およびファンドの分配金再投資基準価額の推移と国内外の主要な出来事を合わせて記載したものです。
- ・分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
- ・ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



※データは1996年12月末～2016年12月末。ファンド設定時を100として指数化。

※ベンチマーク（NOMURA-BPI（総合））の著作権、知的所有権、その他一切の権利は発行者、許諾者が有しています。これら発行者、許諾者は当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

分配金再投資基準価額とは

分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を分配時に再投資したと仮定して計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示します。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利

3. 金銭債権

4. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で次に掲げるもの

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法

第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

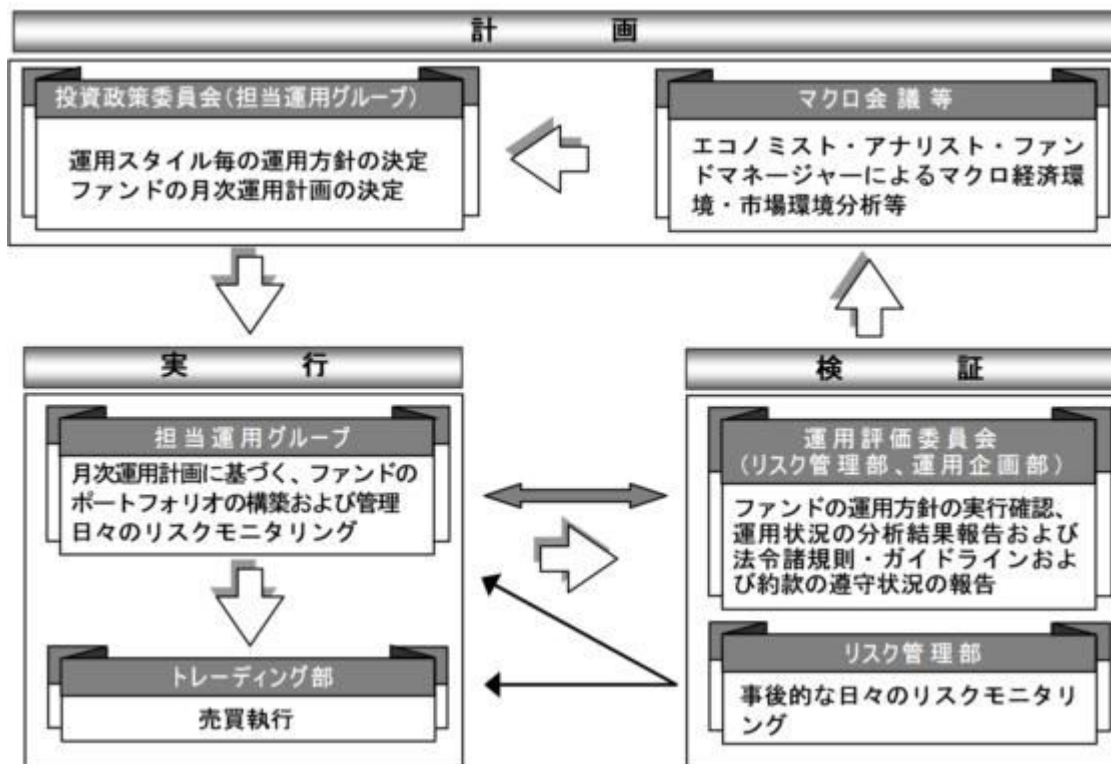
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



※リスク管理部は12名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年1回（原則として毎年12月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。

イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子、配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ 留保金の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

Ⅰ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。

ロ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおけ

る組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ニ マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ホ 外貨建資産への投資は行いません。
- ヘ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ト 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- チ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はわが国の取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- （ロ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないもの

とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

リ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヌ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：国内債券マザーファンド（B号）の投資方針等）

（1）投資方針等

イ 基本方針

わが国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行

います。

ロ 投資態度

- （イ）主としてわが国の公社債に投資し、中長期的にNOMURA-BPI（総合）インデックス（以下「ベンチマーク」といいます。）を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- （ロ）運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 （2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）外貨建資産への投資は行いません。
- （ロ）国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。また、その場合、同一の発行体が発行した債券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （ハ）上記（ロ）の債券について、いずれの格付機関の格付けもBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の債券を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（ホ）換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

（ヘ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部

払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース) Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

無手数料です。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年0.81%（税抜き0.75%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.3%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.4%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.05%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
 - ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申

込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

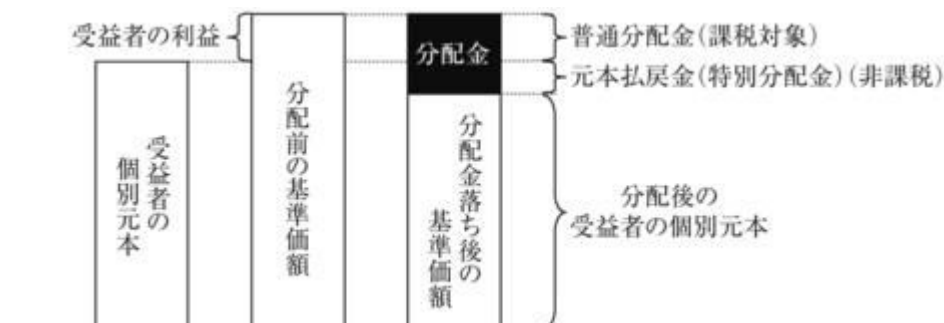
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成28年12月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・DC国内債券アクティブ

平成28年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	414,789,600	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△128,052	△0.03

合計(純資産総額)	414,661,548	100.00
-----------	-------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DC国内債券アクティブ

イ 主要投資銘柄

平成28年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド（B号）	299,487,076	1.3799	413,269,601	1.3850	414,789,600	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成28年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

②【投資不動産物件】

三井住友・DC国内債券アクティブ

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DC国内債券アクティブ

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・DC国内債券アクティブ

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7期 (平成19年12月17日)	268,224,208	268,224,208	10,308	10,308
第8期 (平成20年12月15日)	274,218,855	274,218,855	9,988	9,988
第9期 (平成21年12月15日)	314,907,179	314,907,179	10,228	10,228
第10期 (平成22年12月15日)	289,909,293	289,909,293	10,321	10,321
第11期 (平成23年12月15日)	324,937,418	324,937,418	10,489	10,489
第12期 (平成24年12月17日)	368,460,832	368,460,832	10,738	10,738
第13期 (平成25年12月16日)	348,687,172	348,687,172	10,877	10,877
第14期 (平成26年12月15日)	365,282,806	365,282,806	11,211	11,211
第15期 (平成27年12月15日)	377,423,901	377,423,901	11,315	11,315
第16期 (平成28年12月15日)	411,129,971	411,129,971	11,637	11,637
平成27年12月末日	381,689,989	—	11,356	—
平成28年 1月末日	391,219,121	—	11,499	—
2月末日	394,005,377	—	11,709	—
3月末日	402,314,412	—	11,809	—
4月末日	406,508,944	—	11,907	—
5月末日	412,417,547	—	11,942	—
6月末日	419,269,627	—	12,092	—
7月末日	419,297,501	—	11,983	—
8月末日	415,949,493	—	11,855	—
9月末日	414,880,886	—	11,856	—
10月末日	417,550,556	—	11,823	—
11月末日	417,263,763	—	11,741	—
12月末日	414,661,548	—	11,676	—

②【分配の推移】

三井住友・DC国内債券アクティブ

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第7期	平成18年12月16日～平成19年12月17日	0
第8期	平成19年12月18日～平成20年12月15日	0
第9期	平成20年12月16日～平成21年12月15日	0
第10期	平成21年12月16日～平成22年12月15日	0
第11期	平成22年12月16日～平成23年12月15日	0
第12期	平成23年12月16日～平成24年12月17日	0
第13期	平成24年12月18日～平成25年12月16日	0
第14期	平成25年12月17日～平成26年12月15日	0
第15期	平成26年12月16日～平成27年12月15日	0
第16期	平成27年12月16日～平成28年12月15日	0

③【収益率の推移】

三井住友・DC国内債券アクティブ

	収益率（％）
第7期	1.3
第8期	△3.1
第9期	2.4
第10期	0.9
第11期	1.6
第12期	2.4
第13期	1.3
第14期	3.1
第15期	0.9
第16期	2.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・DC国内債券アクティブ

	設定口数（口）	解約口数（口）
第7期	53,451,243	21,362,309
第8期	70,979,781	56,657,203
第9期	52,710,065	19,360,240
第10期	54,051,839	81,047,381
第11期	48,869,540	19,965,621
第12期	51,601,686	18,278,353
第13期	76,502,213	99,066,641
第14期	63,554,187	58,286,427
第15期	91,297,686	83,554,727
第16期	72,874,915	53,163,643

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

国内債券マザーファンド（B号）

平成28年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	86,791,609,060	72.03
地方債証券	日本	6,162,573,000	5.11
特殊債券	日本	14,936,702,494	12.40
社債券	日本	10,544,864,000	8.75
	アメリカ	400,968,000	0.33
	小計	10,945,832,000	9.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,658,570,861	1.38
合計(純資産総額)		120,495,287,415	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成28年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第126回利付国債（5年）	11,150,000,000	101.47	11,314,199,500	100.89	11,249,681,000	0.100	2020/12/20	9.34
日本	国債証券	第154回利付国債（20年）	9,560,000,000	116.61	11,148,458,300	112.45	10,750,698,000	1.200	2035/9/20	8.92
日本	国債証券	第127回利付国債（5年）	7,150,000,000	101.53	7,259,950,000	100.92	7,216,423,500	0.100	2021/3/20	5.99
日本	国債証券	第334回利付国債（10年）	4,300,000,000	105.09	4,518,976,000	104.74	4,504,078,000	0.600	2024/6/20	3.74
日本	国債証券	第335回利付国債（10年）	3,720,000,000	105.35	3,919,020,000	104.05	3,870,771,600	0.500	2024/9/20	3.21
日本	国債証券	第342回利付国債（10年）	3,620,000,000	102.14	3,697,470,300	100.82	3,649,937,400	0.100	2026/3/20	3.03
日本	国債証券	第343回利付国債（10年）	3,480,000,000	101.74	3,540,840,000	100.75	3,506,239,200	0.100	2026/6/20	2.91
日本	国債証券	第111回利付国債（20年）	2,590,000,000	128.28	3,322,618,800	125.29	3,245,088,700	2.200	2029/6/20	2.69
日本	国債証券	第126回利付国債（20年）	2,280,000,000	127.81	2,914,068,700	124.68	2,842,840,800	2.000	2031/3/20	2.36
日本	国債証券	第118回利付国債（20年）	1,950,000,000	126.00	2,457,171,000	123.99	2,417,805,000	2.000	2030/6/20	2.01
日本	国債証券	第153回利付国債（20年）	1,890,000,000	118.37	2,237,330,000	114.38	2,161,895,400	1.300	2035/6/20	1.79
日本	国債証券	第341回利付国債（10年）	2,040,000,000	103.64	2,114,386,600	102.64	2,093,856,000	0.300	2025/12/20	1.74
日本	国債証券	第145回利付国債（20年）	1,590,000,000	125.95	2,002,644,700	121.28	1,928,463,300	1.700	2033/6/20	1.60
日本	特殊債券	第31回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	1,900,000,000	100.42	1,908,075,000	100.41	1,907,790,000	0.074	2021/11/17	1.58

日本	国債証券	第336回利付国債（10年）	1,750,000,000	105.52	1,846,623,000	104.14	1,822,502,500	0.500	2024/12/20	1.51
日本	国債証券	第34回利付国債（30年）	1,260,000,000	136.60	1,721,185,200	134.95	1,700,420,400	2.200	2041/3/20	1.41
日本	国債証券	第340回利付国債（10年）	1,570,000,000	104.66	1,643,177,700	103.48	1,624,667,400	0.400	2025/9/20	1.35
日本	特殊債券	第53回地方公共団体金融機構債券	1,500,000,000	105.18	1,577,700,000	104.75	1,571,355,000	0.739	2023/10/27	1.30
日本	国債証券	第148回利付国債（20年）	1,300,000,000	120.32	1,564,160,000	118.08	1,535,092,000	1.500	2034/3/20	1.27
日本	国債証券	第147回利付国債（20年）	1,200,000,000	123.53	1,482,368,000	119.72	1,436,640,000	1.600	2033/12/20	1.19
日本	国債証券	第123回利付国債（5年）	1,420,000,000	101.26	1,437,892,000	100.78	1,431,189,600	0.100	2020/3/20	1.19
日本	国債証券	第150回利付国債（20年）	1,220,000,000	118.48	1,445,468,200	116.34	1,419,384,600	1.400	2034/9/20	1.18
日本	国債証券	第122回利付国債（5年）	1,400,000,000	101.18	1,416,520,000	100.75	1,410,598,000	0.100	2019/12/20	1.17
日本	国債証券	第138回利付国債（20年）	1,180,000,000	121.14	1,429,524,900	118.07	1,393,249,600	1.500	2032/6/20	1.16
日本	国債証券	第339回利付国債（10年）	1,320,000,000	104.68	1,381,828,800	103.42	1,365,210,000	0.400	2025/6/20	1.13
日本	国債証券	第344回利付国債（10年）	1,100,000,000	101.06	1,111,712,000	100.67	1,107,447,000	0.100	2026/9/20	0.92
日本	特殊債券	第213回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,035,000,000	104.88	1,085,552,910	104.55	1,082,175,300	0.645	2024/3/29	0.90
日本	国債証券	第151回利付国債（20年）	900,000,000	114.77	1,032,930,000	112.83	1,015,515,000	1.200	2034/12/20	0.84
日本	地方債証券	第37回横浜市公安局公債（5年）	1,000,000,000	100.60	1,006,050,000	100.43	1,004,350,000	0.245	2018/10/23	0.83
日本	特殊債券	第2回政府保証地方公共団体金融機構債券（8年）	800,000,000	102.64	821,168,000	102.55	820,416,000	0.502	2021/12/24	0.68

ロ 種類別の投資比率

平成28年12月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	72.03
地方債証券	5.11
特殊債券	12.40
社債券	9.08
合計	98.62

②投資不動産物件

国内債券マザーファンド（B号）

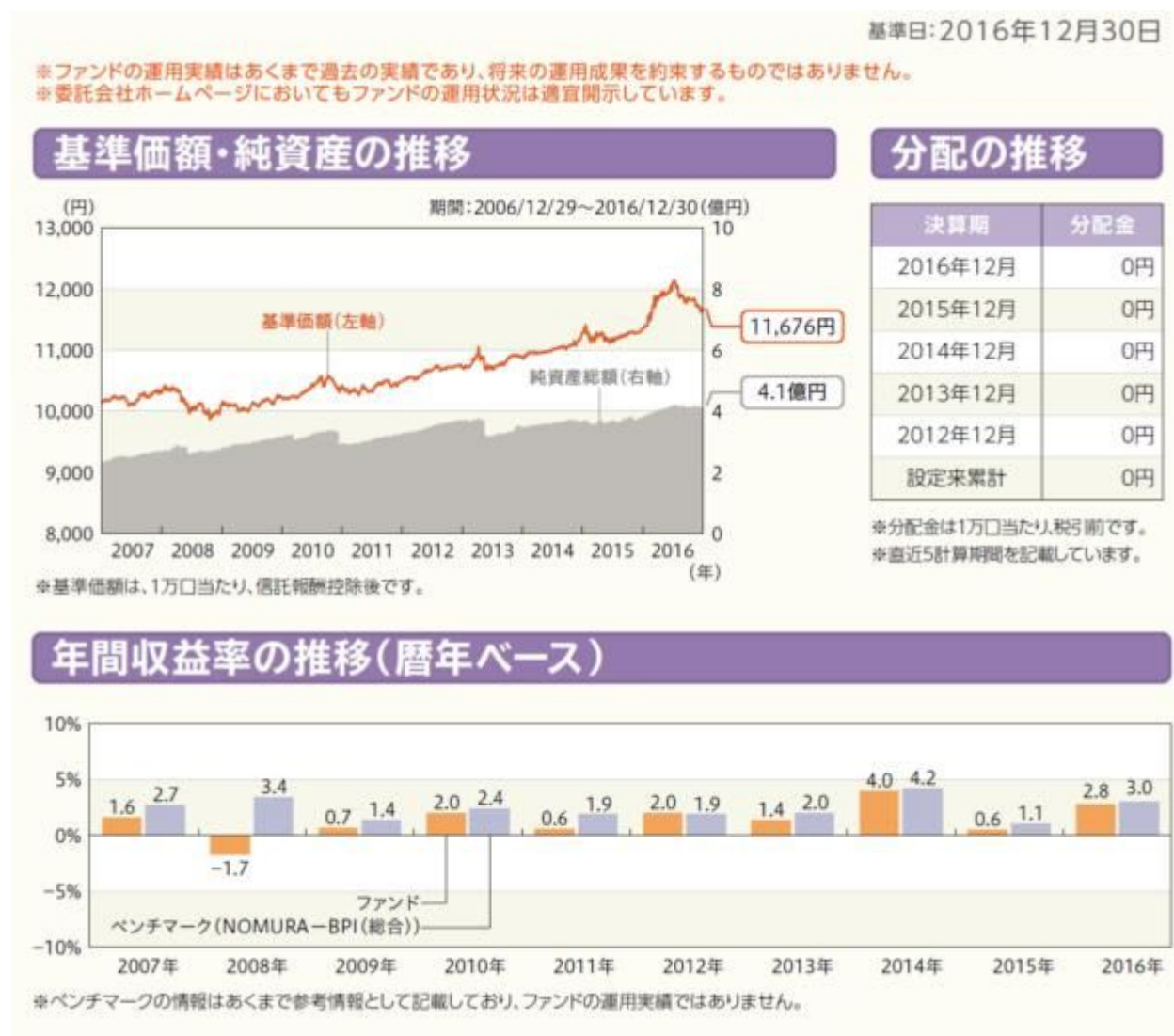
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内債券マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

《参考情報》



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

無手数料です。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「DC内債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号 [※]	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成13年10月4日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会

社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、支払われます。）に

ハ 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日

の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期（平成27年12月16日から平成28年12月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・DC国内債券アクティブ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 (平成27年12月15日現在)	第16期 (平成28年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,129	730,349
親投資信託受益証券	378,943,438	412,823,903
未収入金	-	2,012,230
流動資産合計	378,944,567	415,566,482
資産合計	378,944,567	415,566,482
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	2,741,496
未払受託者報酬	100,717	112,258
未払委託者報酬	1,409,942	1,571,602
未払利息	-	1
その他未払費用	10,007	11,154
流動負債合計	1,520,666	4,436,511
負債合計	1,520,666	4,436,511
純資産の部		
元本等		
元本	333,571,059	353,282,331
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,852,842	57,847,640
元本等合計	377,423,901	411,129,971
純資産合計	377,423,901	411,129,971
負債純資産合計	378,944,567	415,566,482

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自 平成26年12月16日 至 平成27年12月15日	第16期 自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
営業収益		
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	6,473,958	13,698,403
営業収益合計	6,473,959	13,698,403
営業費用		
支払利息	-	27
受託者報酬	198,756	219,506
委託者報酬	2,782,437	3,073,049
その他費用	19,749	21,831
営業費用合計	3,000,942	3,314,413
営業利益又は営業損失（△）	3,473,017	10,383,990
経常利益又は経常損失（△）	3,473,017	10,383,990
当期純利益又は当期純損失（△）	3,473,017	10,383,990
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	239,652	2,078,778
期首剰余金又は期首欠損金（△）	39,454,706	43,852,842
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,309,056	12,918,282
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,309,056	12,918,282
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,144,285	7,228,696
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,144,285	7,228,696
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,852,842	57,847,640

（３）【注記表】
（重要な会計方針の注記）

項 目	第16期 自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 （３）時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第15期 （平成27年12月15日現在）	第16期 （平成28年12月15日現在）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	333,571,059口	353,282,331口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 1.1315円 (10,000口当たりの純資産額 11,315円)	１口当たり純資産額 1.1637円 (10,000口当たりの純資産額 11,637円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第15期 自 平成26年12月16日 至 平成27年12月15日	第16期 自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,776,494円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,456,871円）、収益調整金（28,170,726円）、および分配準備積立金（17,898,521円）より、分配対象収益は49,302,612円（1万口当たり1,478.00円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,028,046円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（6,277,166円）、収益調整金（34,126,374円）、および分配準備積立金（18,129,241円）より、分配対象収益は60,560,827円（1万口当たり1,714.21円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項 目	第16期 自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

項 目	第16期 自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第16期 (平成28年12月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第15期（自 平成26年12月16日 至 平成27年12月15日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,322,368円
合計	6,322,368円

第16期（自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,906,943円
合計	11,906,943円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第16期 自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第15期 (平成27年12月15日現在)	第16期 (平成28年12月15日現在)
期首元本額	325,828,100円	333,571,059円
期中追加設定元本額	91,297,686円	72,874,915円
期中一部解約元本額	83,554,727円	53,163,643円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド（Ｂ号）	299,169,435	412,823,903	
合計		299,169,435	412,823,903	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

三井住友・ＤＣ国内債券アクティブは、「国内債券マザーファンド（Ｂ号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内債券マザーファンド（B号）

貸借対照表

	(単位：円)	
	(平成27年12月15日現在)	(平成28年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,400,154,183	1,022,691,523
国債証券	52,739,362,480	85,995,011,980
地方債証券	4,237,093,000	5,959,936,000
特殊債券	4,800,928,309	14,923,505,795
社債券	8,376,747,800	10,927,389,600
未収入金	458,591,000	411,192,000
未収利息	148,961,213	256,816,111
前払費用	36,266,041	25,355,254
流動資産合計	74,198,104,026	119,521,898,263
資産合計	74,198,104,026	119,521,898,263
負債の部		
流動負債		
未払金	1,974,919,900	900,004,000
未払解約金	26,715,000	77,292,540
未払利息	-	2,417
その他未払費用	-	12,758
流動負債合計	2,001,634,900	977,311,715
負債合計	2,001,634,900	977,311,715
純資産の部		
元本等		
元本	54,257,209,611	85,909,885,942
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	17,939,259,515	32,634,700,606
元本等合計	72,196,469,126	118,544,586,548
純資産合計	72,196,469,126	118,544,586,548
負債純資産合計	74,198,104,026	119,521,898,263

注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成27年12月15日現在）	（平成28年12月15日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	54,257,209,611口	85,909,885,942口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3306円 (10,000口当たりの純資産額 13,306円)	1口当たり純資産額 1.3799円 (10,000口当たりの純資産額 13,799円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

項 目	自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
	(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成28年12月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項 目	（平成28年12月15日現在）
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成27年12月16日 至 平成28年12月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（平成27年12月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	31,211,979,569円
同期中における追加設定元本額	35,185,085,284円
同期中における一部解約元本額	12,139,855,242円
平成27年12月15日現在における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	791,273,561円
三井住友・年金プラン50	678,564,073円
三井住友・年金プラン70	220,688,237円
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	74,745,762円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	122,038,951円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	34,664,337円
三井住友・DC国内債券アクティブ	284,791,401円
三井住友・日本債券年金ファンド	3,393,449,884円
SMAM・年金国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）	5,766,504,233円
SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	821,776,895円
SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	1,153,065円
SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	410,060円

（平成27年12月15日現在）	
SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	168,046円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	570,376,049円
三井住友／FOFs用日本債F（適格機関投資家限定）	41,496,605,057円
合計	54,257,209,611円

（平成28年12月15日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	54,257,209,611円
同期中における追加設定元本額	35,583,859,568円
同期中における一部解約元本額	3,931,183,237円
平成28年12月15日現在における元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	793,724,663円
三井住友・年金プラン50	674,938,069円
三井住友・年金プラン70	222,222,815円
三井住友・DCバランスファンド（安定型）	78,049,580円
三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	136,046,515円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	43,647,819円
三井住友・DC国内債券アクティブ	299,169,435円
三井住友・日本債券年金ファンド	3,769,671,129円
SMAM・年金国内債券アクティブファンド（適格機関投資家専用）	5,933,585,895円
SMAM・バランスファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	487,753,295円
SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	1,078,130円
SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	350,145円
SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	133,949円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	292,288,886円
三井住友／FOFs用日本債F（適格機関投資家限定）	73,177,225,617円
合計	85,909,885,942円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 1 2 2 回利付国債（５年）	1,400,000,000	1,410,332,000	
	第 1 2 3 回利付国債（５年）	1,420,000,000	1,430,650,000	
	第 1 2 5 回利付国債（５年）	600,000,000	604,632,000	
	第 1 2 6 回利付国債（５年）	11,150,000,000	11,239,534,500	
	第 1 2 7 回利付国債（５年）	7,150,000,000	7,209,416,500	
	第 4 回利付国債（４０年）	300,000,000	431,469,000	
	第 8 回利付国債（４０年）	300,000,000	361,179,000	
	第 3 3 2 回利付国債（１０年）	120,000,000	125,216,400	
	第 3 3 4 回利付国債（１０年）	4,300,000,000	4,488,469,000	
	第 3 3 5 回利付国債（１０年）	3,720,000,000	3,858,198,000	
	第 3 3 6 回利付国債（１０年）	1,750,000,000	1,816,377,500	
	第 3 3 8 回利付国債（１０年）	340,000,000	350,349,600	
	第 3 3 9 回利付国債（１０年）	1,320,000,000	1,360,827,600	
	第 3 4 0 回利付国債（１０年）	1,570,000,000	1,619,298,000	
	第 3 4 1 回利付国債（１０年）	2,040,000,000	2,086,634,400	
	第 3 4 2 回利付国債（１０年）	3,620,000,000	3,636,652,000	
	第 3 4 3 回利付国債（１０年）	3,480,000,000	3,494,790,000	
	第 3 4 4 回利付国債（１０年）	1,700,000,000	1,705,763,000	
	第 3 回利付国債（３０年）	148,000,000	188,116,880	
	第 2 0 回利付国債（３０年）	600,000,000	808,518,000	
	第 3 0 回利付国債（３０年）	510,000,000	683,532,600	
	第 3 3 回利付国債（３０年）	570,000,000	737,437,500	
	第 3 4 回利付国債（３０年）	1,260,000,000	1,692,142,200	
	第 3 6 回利付国債（３０年）	300,000,000	391,665,000	
	第 3 9 回利付国債（３０年）	100,000,000	129,281,000	
	第 4 2 回利付国債（３０年）	500,000,000	623,695,000	
	第 4 5 回利付国債（３０年）	500,000,000	600,685,000	
	第 4 6 回利付国債（３０年）	120,000,000	144,343,200	
	第 8 4 回利付国債（２０年）	300,000,000	352,746,000	
	第 9 2 回利付国債（２０年）	400,000,000	480,416,000	
	第 1 1 1 回利付国債（２０年）	2,590,000,000	3,229,652,300	
	第 1 1 8 回利付国債（２０年）	1,950,000,000	2,400,391,500	
	第 1 2 6 回利付国債（２０年）	2,280,000,000	2,823,141,600	

	第132回利付国債（20年）	650,000,000	779,525,500	
	第134回利付国債（20年）	300,000,000	364,554,000	
	第135回利付国債（20年）	300,000,000	360,192,000	
	第138回利付国債（20年）	1,180,000,000	1,382,570,600	
	第141回利付国債（20年）	600,000,000	721,650,000	
	第145回利付国債（20年）	1,590,000,000	1,914,407,700	
	第147回利付国債（20年）	1,200,000,000	1,425,840,000	
	第148回利付国債（20年）	1,300,000,000	1,523,366,000	
	第150回利付国債（20年）	1,220,000,000	1,408,221,600	
	第151回利付国債（20年）	900,000,000	1,007,370,000	
	第153回利付国債（20年）	1,890,000,000	2,144,223,900	
	第154回利付国債（20年）	9,360,000,000	10,447,538,400	
国債証券合計		78,898,000,000	85,995,011,980	
地方債証券	第6回東京都公募公債（20年）	600,000,000	692,298,000	
	第663回東京都公募公債	500,000,000	515,545,000	
	第664回東京都公募公債	300,000,000	308,421,000	
	第735回東京都公募公債	500,000,000	518,210,000	
	平成20年度第4回広島県公募公債	200,000,000	206,718,000	
	平成20年度第5回広島県公募公債	100,000,000	103,158,000	
	平成24年度第11回埼玉県公募公債（5年）	700,000,000	701,225,000	
	平成25年度第5回埼玉県公募公債（5年）	500,000,000	502,580,000	
	平成25年度第1回京都市公募公債	600,000,000	603,270,000	
	平成25年度第10回神戸市公募公債（5年）	300,000,000	301,356,000	
	第37回横浜市公募公債（5年）	1,000,000,000	1,004,440,000	
	平成25年度第3回福岡市公募公債（5年）	500,000,000	502,715,000	
地方債証券合計		5,800,000,000	5,959,936,000	
特殊債券	第11回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	104,721,000	
	第31回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	1,900,000,000	1,906,422,000	
	第27回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,367,000	
	第73回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	616,638,000	
	第75回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	411,492,000	
	第85回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	124,418,400	

第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,601,000	
第115回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,709,000	
第139回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,058,000	
第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,846,000	
第152回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,515,000	
第213回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,035,000,000	1,078,552,800	
第218回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	159,000,000	165,902,190	
第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	121,000,000	125,801,280	
第227回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,635,000	
第238回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	127,000,000	130,406,140	
第241回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,006,000	
第243回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,502,000	
第1回地方公共団体金融機構債券	500,000,000	520,815,000	
第2回政府保証地方公営企業等金融機構債券	300,000,000	309,237,000	
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券（8年）	800,000,000	819,976,000	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	101,000,000	105,042,020	
第14回地方公共団体金融機構債券（5年）	700,000,000	703,122,000	
第53回地方公共団体金融機構債券	1,500,000,000	1,568,880,000	
第59回政府保証地方公共団体金融機構債券	234,000,000	244,218,780	
第66回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,270,000	
第71回政府保証地方公共団体金融機構債券	214,000,000	219,345,720	
第73回政府保証地方公共団体金融機構債券	201,000,000	207,679,230	
第75回政府保証地方公共団体金融機構債券	303,000,000	311,990,010	
第882回政府保証公営企業債券	500,000,000	509,465,000	
第13回阪神高速道路株式会社社債	400,000,000	401,876,000	
第8回政府保証中部国際空港債券	166,000,000	170,863,800	
第21回政府保証中部国際空港債券	169,000,000	174,056,480	

	第203回政府保証預金保険機構債	400,000,000	401,236,000	
	第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	59,175,000	63,155,110	
	第46回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	109,914,000	117,666,234	
	第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	104,088,000	111,663,524	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,234,000	54,409,483	
	第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	65,954,000	69,545,195	
	第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,987,000	70,649,849	
	第71回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,895,000	70,460,752	
	第88回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	158,694,000	163,510,362	
	第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,684,000	83,869,863	
	第91回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,971,000	86,008,976	
	第6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,780,000	24,234,047	
	第7回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	24,023,000	25,558,550	
	い第751号農林債	200,000,000	200,598,000	
	い第757号農林債	200,000,000	201,040,000	
	い第763号農林債	100,000,000	100,587,000	
	第270回信金中金債（5年）	300,000,000	300,453,000	
	第172号商工債（3年）	200,000,000	200,168,000	
	第20回東日本高速道路株式会社社債	200,000,000	200,576,000	
	第21回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,870,000	
	第5回中日本高速道路株式会社社債	300,000,000	309,816,000	
特殊債券合計		14,546,399,000	14,923,505,795	
社債券	第9回ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー円貨社債	200,000,000	200,382,000	
	第9回モルガン・スタンレー円貨社債（2014）	200,000,000	200,708,000	
	第7回大和ハウス工業株式会社無担保社債	300,000,000	296,928,000	
	第9回日本たばこ産業株式会社社債	300,000,000	300,876,000	
	第8回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,549,000	
	第11回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	300,000,000	302,691,000	
	第21回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	99,556,000	
	第4回花王株式会社無担保社債	100,000,000	101,384,000	
	第9回株式会社資生堂無担保社債	100,000,000	99,808,000	
	第3回愛知製鋼株式会社無担保社債	400,000,000	399,364,000	

第２７回株式会社豊田自動織機無担保社債	100,000,000	100,094,000	
第１３回株式会社クボタ無担保社債	200,000,000	201,736,000	
日本電産株式会社第５回無担保社債	500,000,000	498,400,000	
第１３回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	101,399,000	
第１４回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	103,925,000	
第１６回パナソニック株式会社無担保社債	500,000,000	498,160,000	
第１７回パナソニック株式会社無担保社債	400,000,000	398,424,000	
第１回明治安田生命２０１４基金特定目的会社 特定社債	600,000,000	602,214,000	
第１回日本生命２０１５基金特定目的会社特定 社債	400,000,000	400,596,000	
明治安田生命２０１６基金特定目的会社第１回 Ｂ号特定社債	500,000,000	496,450,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ第１回劣 後特約付無担保社債	100,000,000	102,624,000	
三井住友トラストホールディングス株式会社第 １回無担保社債	100,000,000	101,661,000	
第３回株式会社みずほコーポレート銀行無担保 社債	100,000,000	102,593,000	
第４回株式会社りそな銀行無担保社債	200,000,000	212,624,000	
第６回株式会社りそな銀行無担保社債	100,000,000	105,715,000	
第７回住友信託銀行株式会社無担保社債	200,000,000	201,514,000	
第２０回株式会社三井住友銀行無担保社債	200,000,000	210,454,000	
第１４回株式会社みずほ銀行無担保社債	100,000,000	105,270,000	
第３８回株式会社日産フィナンシャルサービス 無担保社債	400,000,000	397,972,000	
第３５回株式会社ホンダファイナンス無担保社 債	200,000,000	199,074,000	
第３９回株式会社ホンダファイナンス無担保社 債	100,000,000	99,927,000	
第６８回トヨタファイナンス株式会社無担保社 債	500,000,000	497,840,000	
第７１回トヨタファイナンス株式会社無担保社 債	100,000,000	99,741,000	
第６２回日立キャピタル株式会社無担保社債	400,000,000	398,748,000	
第３９回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債	300,000,000	297,609,000	
第４４回野村ホールディングス株式会社無担保 社債	200,000,000	203,982,000	
第５１回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	99,928,000	
第７９回東京急行電鉄株式会社無担保社債	700,000,000	719,530,000	

	第２回日本航空株式会社無担保社債	300,000,000	299,523,000	
	第４１１回中部電力株式会社社債	300,000,000	303,405,000	
	第２９７回北陸電力株式会社社債	60,000,000	61,776,600	
	第４２５回東北電力株式会社社債	300,000,000	302,121,000	
	第４２５回九州電力株式会社社債	100,000,000	100,052,000	
	株式会社ファーストリテイリング第２回無担保社債	200,000,000	200,062,000	
社債券合計		10,860,000,000	10,927,389,600	
合計			117,805,843,375	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DC国内債券アクティブ

平成28年12月30日現在

I 資産総額	415,675,703円
II 負債総額	1,014,155円
III 純資産総額（I－II）	414,661,548円
IV 発行済口数	355,125,694口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1676円
（1万口当たり純資産額）	（11,676円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成28年12月30日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

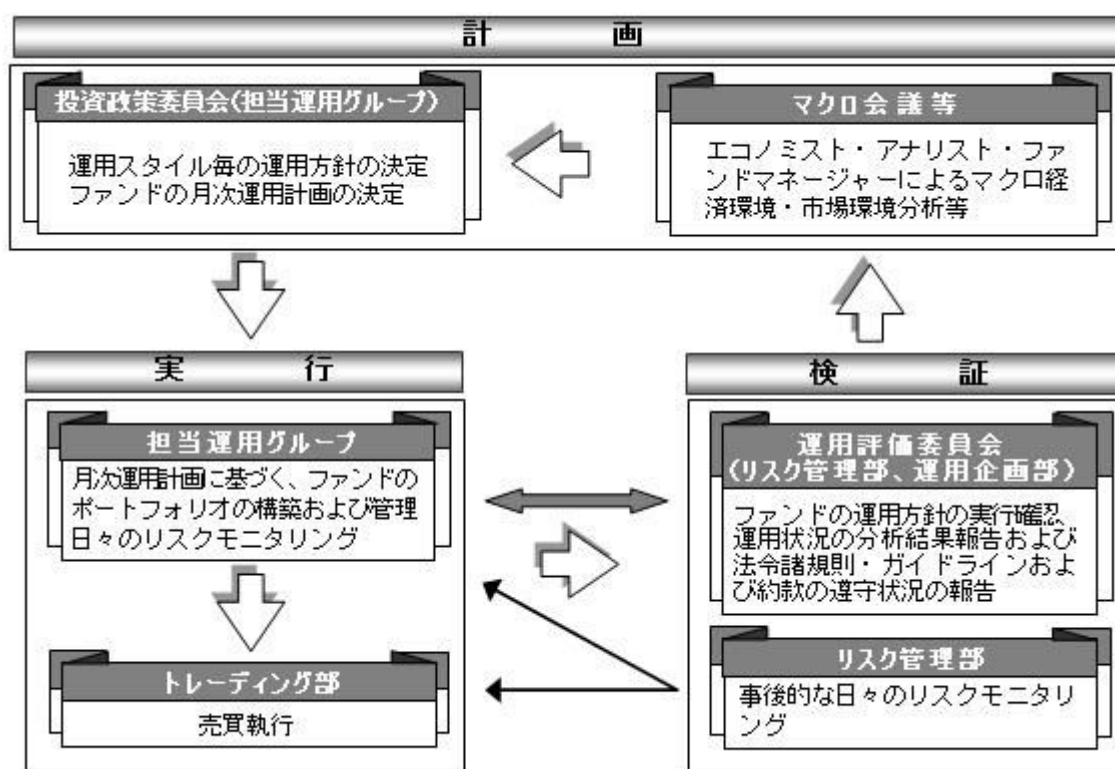
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

平成28年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(平成28年12月30日現在)			
		本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
株式投資信託	単位型	65 (18)	175,874 (68,107)
	追加型	460 (193)	5,140,978 (2,815,262)
	計	525 (211)	5,316,852 (2,883,369)
公社債投資信託	単位型	83 (83)	381,783 (381,783)
	追加型	1 (0)	29,689 (0)
	計	84 (83)	411,472 (381,783)
合 計		609 (294)	5,728,324 (3,265,151)

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第31期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第32期中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)			
		前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※ 2	25,021,336	10,857,507
顧客分別金信託		-	20,006

前払費用	291,119	324,934
未収入金	41,860	81,347
未収委託者報酬	4,897,032	5,418,116
未収運用受託報酬	1,000,744	1,635,461
未収投資助言報酬	455,390	382,911
未収収益	13,030	28,813
繰延税金資産	475,859	494,032
その他の流動資産	52,473	6,226
流動資産合計	32,248,847	19,249,357
固定資産		
有形固定資産	※ 1	
建物	120,234	154,246
器具備品	230,712	240,748
有形固定資産合計	350,947	394,995
無形固定資産		
ソフトウェア	497,668	449,034
ソフトウェア仮勘定	77,155	146,452
電話加入権	91	79
商標権	222	60
無形固定資産合計	575,137	595,627
投資その他の資産		
投資有価証券	7,151,933	13,115,106
関係会社株式	509,146	10,412,523
長期差入保証金	600,480	603,625
長期前払費用	36,031	32,533
会員権	17,299	17,299
繰延税金資産	665,425	750,481
投資その他の資産合計	8,980,317	24,931,569
固定資産合計	9,906,402	25,922,192
資産合計	42,155,249	45,171,549

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	-	0
その他の預り金	82,723	73,103
未払金		
未払収益分配金	711	154
未払償還金	143,201	141,808
未払手数料	2,338,432	2,479,778
その他未払金	1,075,587	58,453
未払費用	2,095,111	2,092,669
未払消費税等	478,421	317,444
未払法人税等	454,520	992,491
賞与引当金	906,623	982,654
その他の流動負債	808	-
流動負債合計	7,576,142	7,138,557
固定負債		
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212
賞与引当金	-	51,310

その他の固定負債	-	693
固定負債合計	2,633,080	3,080,216
負債合計	10,209,222	10,218,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	18,861,359	21,984,811
利益剰余金合計	20,682,564	23,806,015
株主資本計	31,311,548	34,434,999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	634,478	517,775
評価・換算差額等合計	634,478	517,775
純資産合計	31,946,027	34,952,774
負債・純資産合計	42,155,249	45,171,549

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	30,094,858	32,339,255
運用受託報酬	3,862,895	7,401,835
投資助言報酬	2,106,161	1,909,892
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	27,345	8,546
サービス支援手数料	18,274	74,038
その他	52,255	55,319
営業収益計	36,166,790	41,793,887
営業費用		
支払手数料	15,123,724	16,006,652
広告宣伝費	407,991	615,596
公告費	4,737	4,507
調査費		
調査費	1,319,743	1,624,477
委託調査費	3,550,675	4,106,366
営業雑経費		
通信費	38,911	43,662
印刷費	294,002	399,236

協会費	26,955	23,328
諸会費	18,577	22,650
情報機器関連費	2,403,857	2,557,200
販売促進費	28,281	31,271
その他	144,250	161,974
営業費用合計	23,361,707	25,596,925
一般管理費		
給料		
役員報酬	190,241	181,739
給料・手当	5,186,853	5,824,767
賞与	569,685	609,597
賞与引当金繰入額	906,623	1,033,964
交際費	22,609	26,912
寄付金	-	23
事務委託費	366,661	540,251
旅費交通費	226,254	277,212
租税公課	108,953	161,628
不動産賃借料	552,589	595,051
退職給付費用	387,799	701,070
固定資産減価償却費	287,833	334,024
諸経費	283,156	354,884
一般管理費合計	9,089,262	10,641,129
営業利益	3,715,820	5,555,832
営業外収益		
受取配当金	26,821	36,102
有価証券利息	1,187	-
受取利息	※ 1 6,113	3,728
時効成立分配金・償還金	12	1,394
原稿・講演料	1,899	1,766
雑収入	7,324	19,472
営業外収益合計	43,357	62,465
営業外費用		
為替差損	14,361	51,385
営業外費用合計	14,361	51,385
経常利益	3,744,816	5,566,912
特別利益		
投資有価証券償還益	4,181	13,036
投資有価証券売却益	893,251	38,823
投資有価証券清算益	-	29,214
特別利益合計	897,432	81,075
特別損失		
固定資産除却損	※ 2 1,076	5,300
投資有価証券償還損	-	2,313
投資有価証券売却損	1,091	8,184
その他の特別損失	※ 3 973,862	-
特別損失合計	976,030	15,798
税引前当期純利益	3,666,218	5,632,188
法人税、住民税及び事業税	1,574,213	1,598,176
法人税等調整額	166,505	△ 41,999
法人税等合計	1,740,718	1,556,177
当期純利益	1,925,499	4,076,011

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	19,227,103	21,048,308	31,677,292
会計方針の変更による 累積的影響額							△439,043	△439,043	△439,043
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,788,060	20,609,264	31,238,248
当期変動額									
剰余金の配当							△1,852,200	△1,852,200	△1,852,200
当期純利益							1,925,499	1,925,499	1,925,499
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	73,299	73,299	73,299
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	657,238	657,238	32,334,530
会計方針の変更による 累積的影響額			△439,043
会計方針の変更を反映した 当期首残高	657,238	657,238	31,895,486
当期変動額			
剰余金の配当			△1,852,200
当期純利益			1,925,499
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△22,759	△22,759	△22,759
当期変動額合計	△22,759	△22,759	50,540
当期末残高	634,478	634,478	31,946,027

当事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548
当期変動額									
剰余金の配当							△952,560	△952,560	△952,560

当期純利益							4,076,011	4,076,011	4,076,011
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,123,451	3,123,451	3,123,451
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剰余金の配当			△952,560
当期純利益			4,076,011
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△116,703	△116,703	△116,703
当期変動額合計	△116,703	△116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	258,412千円	281,421千円
器具備品	783,602千円	758,541千円

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金及び預金	18,853,119千円	4,716,352千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	355,376千円	296,815千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
受取利息	2,463千円	1,423千円

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成26年 4 月 1日 至 平成27年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4 月 1日 至 平成28年 3 月31日)
器具備品	1,076千円	5,300千円

※ 3 その他の特別損失

その他の特別損失は、中国において同国国家税務総局が平成26年11月17日付で公布した財税[2014] 79号通達に基づき、当社が委託者として運用する証券投資信託に関し、適格国外機関投資家として課される平成21年11月17日から平成26年11月16日までに行われた中国A株投資のキャピタル・ゲインに対して遡及的に徴される源泉所得税等について納付すべきと見込まれる金額を計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	1,852,200	105,000	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成27年 6 月30日開催の第30回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6 月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	952,560	54,000	平成27年 3 月31日	平成27年 7 月 1 日

当事業年度(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6 月30日 定時株主総会	普通株式	952,560	54,000	平成27年 3 月31日	平成27年 7 月 1 日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成28年 6 月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,010,960	114,000	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月28日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年以内	572,402	579,592
1年超	1,340,637	756,470
合計	1,913,040	1,336,063

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した海外関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	25,021,336	25,021,336	—
(2)顧客分別金信託	—	—	—
(3)未収委託者報酬	4,897,032	4,897,032	—
(4)未収運用受託報酬	1,000,744	1,000,744	—
(5)未収投資助言報酬	455,390	455,390	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	7,131,075	7,131,075	—
(7)長期差入保証金	600,480	600,480	—
資産計	39,106,059	39,106,059	—
(1)顧客からの預り金	—	—	—
(2)未払手数料	2,338,432	2,338,432	—
負債計	2,338,432	2,338,432	—

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,857,507	10,857,507	—
(2)顧客分別金信託	20,006	20,006	—
(3)未収委託者報酬	5,418,116	5,418,116	—
(4)未収運用受託報酬	1,635,461	1,635,461	—
(5)未収投資助言報酬	382,911	382,911	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	13,114,808	13,114,808	—
(7)長期差入保証金	603,625	603,625	—
資産計	32,032,437	32,032,437	—
(1)顧客からの預り金	0	0	—
(2)未払手数料	2,479,778	2,479,778	—
負債計	2,479,778	2,479,778	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	298	298
投資証券	20,560	—
合計	20,858	298
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	509,146	10,412,523
合計	509,146	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	25,021,336	—	—	—
顧客分別金信託	—	—	—	—
未収委託者報酬	4,897,032	—	—	—
未収運用受託報酬	1,000,744	—	—	—
未収投資助言報酬	455,390	—	—	—
長期差入保証金	4,148	596,332	—	—
合計	31,378,651	596,332	—	—

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,857,507	—	—	—
顧客分別金信託	20,006	—	—	—
未収委託者報酬	5,418,116	—	—	—
未収運用受託報酬	1,635,461	—	—	—
未収投資助言報酬	382,911	—	—	—
長期差入保証金	537,057	66,567	—	—
合計	18,851,060	66,567	—	—

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式509,146千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（平成28年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2.その他有価証券

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,826,531	4,894,554	931,977
小計	5,826,531	4,894,554	931,977
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,304,543	1,312,300	△7,756
小計	1,304,543	1,312,300	△7,756
合計	7,131,075	6,206,854	924,220

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 20,858千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,852,587	7,058,420	794,166
小計	7,852,587	7,058,420	794,166
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,262,221	5,310,100	△47,878
小計	5,262,221	5,310,100	△47,878
合計	13,114,808	12,368,520	746,288

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,892,685	893,251	1,091

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
327,278	38,823	8,184

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,802,340	2,633,080
会計方針の変更による累積的影響額	682,168	—
会計方針の変更を反映した期首残高	2,484,508	2,633,080
勤務費用	217,881	225,881
利息費用	18,161	19,247
数理計算上の差異の発生額	△276	285,510

退職給付の支払額	△87,196	△135,507
退職給付債務の期末残高	2,633,080	3,028,212

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,633,080	3,028,212
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	217,881	225,881
利息費用	18,161	19,247
数理計算上の差異の費用処理額	△276	285,510
その他	152,031	170,430
確定給付制度に係る退職給付費用	387,799	701,070

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.731%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度105,357千円、当事業年度125,210千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	299,729	303,247
調査費	77,863	74,734
未払金	321,602	44,028
未払事業税	49,504	67,598
その他	48,762	7,369
繰延税金資産小計	797,462	496,977
評価性引当額	△321,602	△2,945
繰延税金資産合計	475,859	494,032

固定の部

繰延税金資産

退職給付引当金	849,431	927,238
特定外国子会社留保金額	211,024	205,413
ソフトウェア償却	62,560	35,707
賞与引当金	—	15,834
投資有価証券評価損	43,051	95
その他	6,291	5,971
繰延税金資産小計	1,172,360	1,190,261
評価性引当額	△217,192	△211,267
繰延税金資産合計	955,168	978,994
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	289,742	228,513
繰延税金負債合計	289,742	228,513
繰延税金資産の純額	1,141,285	1,244,513

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
評価性引当額の増減	9.6	△5.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.0
住民税均等割等	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.7	1.3
所得税額控除による税額控除	△1.3	△1.5
その他	△0.1	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.5	27.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は62,206千円減少し、法人税等調整額が74,445千円、その他有価証券評価差額金が12,239千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,094,858	3,862,895	2,106,161	102,874	36,166,790

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	32,339,255	7,401,835	1,909,892	142,903	41,793,887

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) 直接 40 %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,527,962	未払手数料	289,954

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソーラーエナジー投資合同会社	東京都港区	20,000	投資運用業	(所有) 直接100 %	投資事業有限責任組合の運営及び管理	出資の引受	20,000	—	—
関連会社	UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.	Singapore	6,000,000 (シンガポールドル)	投資運用業	(所有) 直接50 %	投信の販売委託 役員の兼任	増資の引受	136,110	—	—

(注) 1. ソーラーエナジー投資合同会社の出資の引受は、新規法人設立のため行ったものであります。

2. UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.の増資の引受については、当社とUOBアセットマネジメント社がそれぞれ1,500,000(シンガポールドル) 出資しました。

3.その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,705,879	未払手数料	697,658

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) 直接 40 %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,740,552	未払手数料	471,118

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMBCEI 興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	子会社株式の取得	9,877,717	—	—
							委託販売手数料	5,483,224	未払手数料	912,899

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,810,999.27円	1,981,449.82円
1株当たり当期純利益金額	109,155.30円	231,066.40円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,925,499	4,076,011
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,925,499	4,076,011
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第32期中間会計期間 (平成28年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	8,667,657
顧客分別金信託	20,007

前払費用		306,916
未収委託者報酬		5,324,329
未収運用受託報酬		1,209,751
未収投資助言報酬		355,952
未収収益		22,873
繰延税金資産		493,517
その他		3,031
流動資産合計		16,404,036
固定資産		
有形固定資産	※ 1	474,760
無形固定資産		615,866
投資その他の資産		
投資有価証券		13,931,717
関係会社株式		10,412,523
その他		1,631,772
投資その他の資産合計		25,976,013
固定資産合計		27,066,640
資産合計		43,470,677
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		98
その他の預り金		79,964
未払金		2,578,503
未払費用		1,682,389
未払法人税等		686,618
前受収益		414
賞与引当金		1,044,361
その他	※ 2	125,455
流動負債合計		6,197,805
固定負債		
退職給付引当金		3,116,174
賞与引当金		30,000
その他		480
固定負債合計		3,146,654
負債合計		9,344,459
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		21,442,639
利益剰余金合計		23,263,844

株主資本合計	33,892,828
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	233,389
評価・換算差額等合計	233,389
純資産合計	34,126,217
負債純資産合計	43,470,677

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		15,185,419
運用受託報酬		2,663,858
投資助言報酬		869,344
その他の営業収益		63,406
営業収益計		18,782,028
営業費用		11,579,429
一般管理費	※ 1	5,398,630
営業利益		1,803,967
営業外収益	※ 2	116,871
営業外費用	※ 3	3,173
経常利益		1,917,665
特別利益	※ 4	179,785
特別損失	※ 5	27,232
税引前中間純利益		2,070,218
法人税、住民税及び事業税		622,698
法人税等調整額		△ 21,268
法人税等合計		601,429
中間純利益		1,468,788

(3)中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当中間期変動額									

剰余金の配当							△2,010,960	△2,010,960	△2,010,960
中間純利益							1,468,788	1,468,788	1,468,788
株主資本以外の項目の当中間 期間変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△542,171	△542,171	△542,171
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,442,639	23,263,844	33,892,828

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当中間期変動額			
剰余金の配当			△2,010,960
中間純利益			1,468,788
株主資本以外の項目の当中間 期間変動額（純額）	△284,385	△284,385	△284,385
当中間期変動額合計	△284,385	△284,385	△826,557
当中間期末残高	233,389	233,389	34,126,217

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ729千円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第32期中間会計期間 (平成28年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,094,757千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	
当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額248,465千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
--	--

※ 1. 減価償却実施額	
有形固定資産	73,172千円
無形固定資産	112,944千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	106,640千円
雑収入	9,734千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	3,173千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	179,784千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	10,871千円
事務所移転費用	8,962千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第32期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

（リース取引関係）

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	606,895千円
1年超	785,123千円
合 計	1,392,018千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第32期中間会計期間（平成28年9月30日）

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
----	------------	----	----

(1)現金及び預金	8,667,657	8,667,657	—
(2)顧客分別金信託	20,007	20,007	—
(3)未収委託者報酬	5,324,329	5,324,329	—
(4)未収運用受託報酬	1,209,751	1,209,751	—
(5)未収投資助言報酬	355,952	355,952	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	13,931,419	13,931,419	—
(7)投資その他の資産			
①長期差入保証金	662,172	662,172	—
資産計	30,171,290	30,171,290	—
(1)顧客からの預り金	98	98	—
(2)未払金			
①未払手数料	2,393,062	2,393,062	—
負債計	2,393,160	2,393,160	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び
(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

- (7) 投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 顧客からの預り金、及び(2) 未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第32期中間会計期間（平成28年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,237,120	4,771,627	465,493
小計	5,237,120	4,771,627	465,493
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	8,694,298	8,823,400	△129,101
小計	8,694,298	8,823,400	△129,101
合計	13,931,419	13,595,027	336,392

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第32期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 売上高	15,185,419	2,663,858	869,344	63,406	18,782,028

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第32期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,934,592円84銭
1株当たり中間純利益	83,264円67銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	34,126,217千円
普通株式に係る純資産額	34,126,217千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,468,788千円
普通株式に係る中間純利益	1,468,788千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる

行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

平成28年6月27日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を2名増員し6名以内とする定款の変更が決議されました。

- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（平成28年9月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成28年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額※	(ハ) 事業の内容
岡三証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

三井生命保険株式会社	167,280百万円	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。
------------	------------	------------------------

※資本金の額は、平成28年9月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成28年 3月10日	有価証券届出書
平成28年 3月10日	有価証券報告書
平成28年 9月 9日	有価証券届出書の訂正届出書
平成28年 9月 9日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 澤 陽 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 池 ヶ 谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年1月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小 澤 陽 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC国内債券アクティブの平成27年12月16日から平成28年12月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC国内債券アクティブの平成28年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 陽 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。